

第四管区海上保安本部公示第10号

水路業務法第8条に基づき次のとおり公示する。

令和6年4月16日

第四管区海上保安本部長（公印省略）

1 水路測量を実施する者の名称及び住所

第四管区海上保安本部

愛知県名古屋市港区入船2丁目3番12号

2 水路測量を実施する区域及び期間

付図に示すとおり。

令和6年5月13日～令和6年11月29日 ※平日の昼間のみ実施

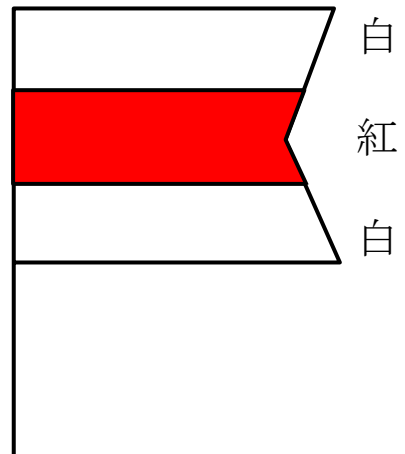
3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、マルチビーム音響測深機による測深。

4 航行船舶に対する措置

- (1) 測量船は、水路業務法第17条に基づき、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲げる。

- (2) 四管区水路通報による周知。



調査区域

付図

